

「焼却施設の維持管理に関する記録」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条の4の規定により、次のように閲覧に供する。

平成30年2月13日

中讃広域行政事務組合 管理者 梶 正 治

## 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」

### 第5条の2に規定する焼却施設の維持管理に関する記録

(平成30年1月分)

(イ) 処分した一般廃棄物の量

1月 3216.57t

(ロ) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(以下「規則」という。)

第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定に関する事項

- ① 当該測定を行った位置 別添資料(1)のとおり
- ② 当該測定の結果の得られた年月日 別添資料(2)のとおり
- ③ 当該測定の結果 別添資料(2)のとおり

(ハ) 第4条の5第1項第2号ヌの規定によるばいじんの除去を行った年月日

- ・ 冷 却 設 備 ボイラ設備の除じんはボイラスタートブロワにより通常運転時毎日実施する。
- ・ 排ガス処理設備 ろ過式集じん器の除じんは空気式自動洗浄装置により通常運転時毎日実施する。